

横浜市介護ロボット等導入支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表

現 行	改正案	改正内容
<p>横浜市介護ロボット等導入支援事業費補助金交付要綱</p> <p>制 定:平成 30 年 3 月 28 日健高健第 1256 号 (健康福祉局長決裁)</p> <p>最近改定: <u>令和 5 年 3 月 31 日健高健第 1861 号</u> (健康福祉局長決裁)</p> <p>(趣旨及び目的)</p> <p>第 1 条 この要綱は、新たな介護職員の雇用を伴う介護ロボット等導入支援事業 (以下「本事業」という。) の実施及び本事業に係る補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 本事業は介護サービス事業者が当該年度において新たな介護職員を雇用した場合のインセンティブとして、介護ロボット等を導入する際の経費の一部を助成することにより、介護ロボット等の使用による</p>	<p>横浜市介護ロボット等導入支援事業費補助金交付要綱</p> <p>制 定:平成 30 年 3 月 28 日健高健第 1256 号 (健康福祉局長決裁)</p> <p>最近改定: <u>令和 6 年 4 月 1 日健高健第 47 号</u> (健康福祉局長決裁)</p> <p>(趣旨及び目的)</p> <p>第 1 条 この要綱は、新たな介護職員又は介護支援専門員 (以下「<u>介護職員等</u>」という。) の雇用を伴う介護ロボット等導入支援事業 (以下「本事業」という。) の実施及び本事業に係る補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 本事業は介護サービス事業者が当該年度において新たな介護職員等を雇用した場合のインセンティブとして、介護ロボット等を導入する際の経費の一部を助成することにより、介護ロボット等の使用によ</p>	<p>最近改訂の更新</p> <p>補助条件の変更による文言の追記</p> <p>補助条件の変更による文言の修正</p>

現 行	改正案	改正内容
<p>介護従事者の負担の軽減を図るとともに、介護ロボット等の普及による働きやすい職場環境の整備により、介護従事者の確保に資することを目的とする。</p> <p>3 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>2 <u>介護施設</u> 下記の各号に掲げる施設をいう。</p> <p>(1) <u>特別養護老人ホーム（介護保険法第8条第25項に規定する「指定介護老人福祉施設」）</u></p> <p>(2) <u>介護老人保健施設（介護保険法第8条第25項に規定する「介護老人保健施設」）</u></p> <p>(3) <u>養護老人ホーム（老人福祉法第20条の</u></p>	<p>る<u>介護職員等</u>の負担軽減を図るとともに、介護ロボット等の普及による働きやすい職場環境の整備により、<u>介護職員等</u>の確保に資することを目的とする。</p> <p>3 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>対象施設・事業所</u></p> <p><u>横浜市内の介護保険施設及び介護サービス事業所（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）</u></p>	<p>補助条件の変更による文言の修正</p> <p>補助条件の変更による文言の修正</p> <p>運用の変更</p>

現 行	改正案	改正内容
<p><u>4に規定する「養護老人ホーム」)</u></p> <p>(4) <u>介護付有料老人ホーム（老人福祉法第29条に規定する「有料老人ホーム」のうち介護保険法第8条11項に規定する「特定施設入居者生活介護」の指定を受けた施設)</u></p> <p>(5) <u>ケアハウス（老人福祉法第20条の6に規定する「軽費老人ホーム」のうち介護保険法第8条11項に規定する「特定施設入居者生活介護」の指定を受けた施設)</u></p> <p>(6) <u>認知症高齢者グループホーム（介護保険法第8条20項に規定する「認知症対応型共同生活介護」)</u></p> <p>(7) <u>ショートステイ（老人福祉法第20条の3に規定する「老人短期入所施設」)</u></p> <p>3 介護従事者とは、介護サービス事業に従事し要援護者に対する介護を行う者をいう。</p> <p>4 介護ロボット等とは、ア又はイのいずれかを満たし、かつウの要件を満たすものをいう。</p> <p>ア 目的要件 日常生活支援における、見</p>	<p>(2) <u>介護ロボット等</u></p> <p>ア及びイの要件を満たすものをいう。</p> <p>ア 目的要件 日常生活支援における、<u>移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り・</u></p>	<p>介護ロボット等の追加</p>

現 行	改正案	改正内容
<p>守り支援、排泄支援、介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のあるものであること。</p> <p>イ ポータブル翻訳機 日本人介護職員、外国人介護職員、介護サービス利用者等の相互間のコミュニケーションを支援するものであること。</p> <p>ウ 市場的要件 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。</p> <p>(補助事業の範囲及び事業主体)</p> <p>第3条 本事業の対象となる事業は、介護従事者の負担の軽減や業務の効率化のために介護サービス事業者が、第6条に定める介護ロボット等導入計画に基づき介護ロボット等を導入する事業とする。</p> <p>2 本事業の補助対象となる事業主体は、横浜市内に事業所・事務所を設置する介護サービス事業者のうち、本事業の実施主体として市長が適当と認めるもの（以下「補助</p>	<p><u>コミュニケーション</u>、<u>入浴支援</u>、<u>介護業務支援</u>のいずれかの場面において使用され、<u>介護職員等</u>の負担軽減効果のあるものであること。または、日本人介護職員、外国人介護職員、介護サービス利用者等の相互間のコミュニケーションを支援するものであること。</p> <p><u>イ</u> 市場的要件 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。</p> <p>(補助事業の範囲及び事業主体)</p> <p>第3条 本事業の対象となる事業は、<u>介護職員等</u>の負担軽減や業務効率化のために介護サービス事業者が、第6条に定める介護ロボット等導入計画に基づき介護ロボット等を導入する事業とする。</p> <p>2 本事業の補助対象となる事業主体は、<u>対象施設・事業所を運営</u>する介護サービス事業者のうち、本事業の実施主体として市長が適当と認めるもの（以下「補助事業者等」</p>	<p>補助条件の変更による文言の修正</p> <p>番号の繰り上げ</p> <p>補助条件の変更による文言の修正</p>

現 行	改正案	改正内容
<p>事業者等」という。)とする。</p> <p>3 本事業の補助条件は、<u>当該年度に介護ロボット等を導入する介護施設において40歳以上の中高齢者、又は外国人を介護職員として2名以上3か月雇用した場合とする。ただし、ポータブル翻訳機を導入する際には、外国人介護職員を2名以上雇用することを決定した場合とする。</u></p> <p>4 補助条件を満たす介護職員は1日4時間以上かつ月32時間以上勤務している者とする。雇用する介護職員が留学生の場合は、出入国管理及び難民認定法施行規則第十九条第五項に定める範囲内で勤務している者とする。</p> <p>5 次の各号に掲げる団体は、本事業の対象としない。</p>	<p>という。)とする。</p> <p>3 本事業の補助条件は、<u>次のいずれかを満たす場合とする。</u></p> <p>(1) <u>当該年度に介護ロボット等（ポータブル翻訳機を除く）を導入する対象施設・事業所において40歳以上の中高齢者を介護職員等として1名以上3か月雇用した場合とする。</u></p> <p>(2) <u>当該年度に介護ロボット等を導入する対象施設・事業所において、外国人を介護職員等として1名以上3か月雇用した場合とする。ただし、ポータブル翻訳機を導入する際には、外国人介護職員を1名以上雇用することを決定した場合とする。</u></p> <p>4 補助条件を満たす介護職員等は1日4時間以上かつ月32時間以上勤務している者とする。また、<u>雇用する介護職員が留学生の場合は、出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第5項に定める範囲内で勤務している者とする。</u></p> <p>5 次の各号に掲げる団体は、本事業の対象としない。</p>	<p>補助条件の変更</p> <p>補助条件の変更による文言の修正</p> <p>文言の追記</p> <p>文言の修正</p>

現 行	改正案	改正内容
<p>(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）</p> <p>(2) 代表者又は役員のうち暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。<u>以下この項において同じ。</u>）に該当する者があるもの</p> <p>（補助対象経費等）</p> <p>第4条 本事業の補助対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、前条第2項に規定する事業主体が第1条第2項に掲げる事業目的の達成のため行う介護ロボットの導入に係る、次の各号に掲げる経費とする。なお、介護ロボット等の導入時期については、本市による交付決定を受けた後とする。</p> <p>(1) 介護ロボット等購入費</p> <p>(2) 初期設定費</p> <p>2 前項に掲げる経費のうち、国及び県における同様の制度に該当する場合には、その助成を受けた機器又は受ける予定である</p>	<p>(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）</p> <p>(2) 代表者又は役員のうち暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるもの</p> <p>（補助対象経費等）</p> <p>第4条 本事業の補助対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、前条第2項に規定する事業主体が第1条第2項に掲げる事業目的の達成のため行う介護ロボット等の導入に係る、次の各号に掲げる経費とする。なお、介護ロボット等の導入時期については、本市による交付決定を受けた後とする。</p> <p>(1) 介護ロボット等購入費</p> <p>(2) 初期設定費</p> <p>2 前項に掲げる経費のうち、国及び県における同様の制度に該当する場合には、その助成を受けた機器又は受ける予定である</p>	<p>文言の削除</p>

現 行	改正案	改正内容
<p>機器については、補助を行わないものとする。</p> <p>3 当年度の介護ロボット導入計画で導入することができる介護ロボット等の範囲は、いずれか一つの介護ロボットの種別に属するものとする。</p> <p>4 補助台数の上限は以下のとおりとする。</p> <p>(1) <u>ポータブル翻訳機以外の介護ロボット等についての台数の限度は、1年度につき1介護施設あたり利用定員数を10で除した数値の小数点以下を切り上げた数値とする。この場合における台数は、介護ロボット等導入の目的を達成するために、主たる介護ロボット等と一体となって使用されるものを含めて1台と数えるものとする。</u></p> <p>(2) <u>申請のあったポータブル翻訳機の台数の限度は、当該年度に介護ロボット等を導入する介護施設で新たに雇用又は雇用予定の外国人介護職員の人数以下の数値とする。</u></p>	<p>機器については、補助を行わないものとする。</p> <p>3 当年度の介護ロボット等導入計画で導入することができる介護ロボット等の範囲は、いずれか一つの介護ロボットの種別に属するものとする。</p> <p>4 <u>ポータブル翻訳機の補助台数の上限は、当該年度に介護ロボット等を導入する対象施設・事業所で新たに雇用又は雇用予定の外国人介護職員の人数以下の数とする。</u></p>	<p>文言の修正</p> <p>運用の変更</p>

現 行	改正案	改正内容
<p>(補助金の算定方法)</p> <p>第5条 補助金額は、補助対象経費の10分の9とする。ただし、単年度につき1介護施設あたり補助金額の上限を45万円とし、予算の範囲内において補助するものとする。</p> <p>2 前項の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。</p> <p>(交付の申請)</p> <p>第6条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、補助事業等の内容を考慮し、市長がその都度指定するものとする。</p> <p>2 補助金の交付申請は、第3条第3項で定める介護職員を雇用した後、行うものとする。</p> <p>3 本事業について、補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、横浜市介護ロボット等導入支援事業費補助金交付申請書(第1号様式及</p>	<p>(補助金の算定方法)</p> <p>第5条 補助金額は、補助対象経費の10分の9とする。ただし、単年度につき1 <u>対象施設・事業所</u>あたり補助金額の上限を45万円とし、予算の範囲内において補助するものとする。</p> <p>2 前項の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。</p> <p>(交付の申請)</p> <p>第6条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、補助事業等の内容を考慮し、市長がその都度指定するものとする。</p> <p>2 補助金の交付申請は、第3条第3項で定める介護職員<u>等</u>を雇用した<u>後</u>に行うものとする。</p> <p>3 本事業について、補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、横浜市介護ロボット等導入支援事業費補助金交付申請書(第1号様式及</p>	<p>運用の変更による文言の修正</p> <p>補助条件の変更による文言の追記</p>

現 行	改正案	改正内容
<p>び別紙 1、2) 及び介護ロボット等導入計画(第 1 号様式別添 1) を市長に提出するものとする。<u>第 4 条第 4 項第 1 号により</u>、主たる介護ロボット等と一体となって使用されるものを含めて 1 台とする場合は、使用方法の説明書を別途添付すること。</p> <p>4 前項で定める書類の他、雇用証明書(第 1 号様式別紙 2) で <u>40 歳以上の中高齢者、又は外国人を介護職員として雇用した証明</u>を行うものとする。</p> <p>5 前 2 項で定める書類の他、ポータブル翻訳機を導入する場合は、当該年度に雇用又は雇用予定の外国人介護職員名簿(第 1 号様式別紙 3) を市長に提出するものとする。</p> <p>6 導入する介護ロボットの選定にあたっては次の各号の事項を検討し、介護ロボット導入計画に付記するものとする。</p> <p>(1) 導入する介護ロボット等は、電気用品安全法(PSE)認証、S マーク、電磁両立性(EMC)試験等製品レベルでの安全性の検証がなされており、利用上の安全性が十分に確保</p>	<p>び別紙 1、2) 及び介護ロボット等導入計画(第 1 号様式別添 1) を市長に提出するものとする。主たる介護ロボット等と一体となって使用されるものを含めて 1 台とする場合は、使用方法の説明書を別途添付すること。</p> <p>4 前項で定める書類の他、雇用証明書(第 1 号様式別紙 2) <u>において、介護職員等を</u>雇用した証明を行うものとする。</p> <p>5 前 2 項で定める書類の他、ポータブル翻訳機を導入する場合は、当該年度に雇用又は雇用予定の外国人介護職員名簿(第 1 号様式別紙 3) を市長に提出するものとする。</p> <p>6 導入する介護ロボットの選定にあたっては次の各号の事項を検討し、介護ロボット等導入計画に付記するものとする。</p> <p>(1) 導入する介護ロボット等は、電気用品安全法(PSE)認証、S マーク、電磁両立性(EMC)試験等製品レベルでの安全性の検証がなされており、利用上の安全性が十分</p>	<p>文言の削除</p> <p>補助条件の変更による文言の修正</p>

現 行	改正案	改正内容
<p>されていること。</p> <p>(2) 介護ロボット等の導入時には介護従事者の負担が軽減される等機器の有効性、効果的な利用方法、注意事項等をメーカー等が研修するなどの十分なフォローアップ体制がとられていること。</p> <p>(3) 介護ロボット等の導入に際してはサービス利用者等に対して介護ロボットを活用したサービスを提供することについて十分な説明を行い、同意を得た上で実施すること。</p> <p>7 補助金規則第5条第3項の規定により、市長が補助金交付申請書への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、同規則第5条第2項第2号、同第3号及び同第4号に定めるものとする。</p> <p>第7条～第19条 省略</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>に確保されていること。</p> <p>(2) 介護ロボット等の導入時には介護職員等の負担が軽減される等機器の有効性、効果的な利用方法、注意事項等をメーカー等が研修するなどの十分なフォローアップ体制がとられていること。</p> <p>(3) 介護ロボット等の導入に際してはサービス利用者等に対して介護ロボットを活用したサービスを提供することについて十分な説明を行い、同意を得た上で実施すること。</p> <p>7 補助金規則第5条第3項の規定により、市長が補助金交付申請書への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、同規則第5条第2項第2号、同第3号及び同第4号に定めるものとする。</p> <p>第7条～第19条 省略</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>補助条件の変更による文言の修正</p>

現 行	改正案	改正内容
<p>附 則 この要綱は、平成 30 年 10 月 23 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 2 年 8 月 18 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 3 年 9 月 30 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>附 則 この要綱は、平成 30 年 10 月 23 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 2 年 8 月 18 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 3 年 9 月 30 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付 則</p>	

現 行	改正案	改正内容
2 この要綱の規定は、施行日以後に行われた交付の申請について適用し、同日前に行われた交付の申請については、なお従前の例による。	<u>この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</u> 2 この要綱の規定は、施行日以後に行われた交付の申請について適用し、同日前に行われた交付の申請については、なお従前の例による。	追記

現 行

改正案

改正内容

(第1号様式別紙2)

雇用証明書 (交付申請用)

氏 名	
生 年 月 日	
雇 用 先 業 務 名	
雇 用 年 月 日	年 月 日
職 種	
採 用 形 態	常勤介護職員・留学生アルバイト/パート・留学生以外のアルバイト/パート、その他 ( )
就 労 時 間	勤務時間 (休憩時間を含む労働契約上の時間) 1日【 時間 分】月【 時間 分】
国 籍	【 】国 ※日本以外の場合に記載
その他特記事項	

上記の者は、記載のとおり在職していることを証明します。

年 月 日

法人名又は事業所名  
雇用主名 (代表者名) ㊟  
所在地  
連絡先電話

(A.4)

(第1号様式別紙2)

雇用証明書 (交付申請用)

氏 名	
生 年 月 日	
雇 用 先 業 務 名 (事業所名)	
雇 用 年 月 日	年 月 日
職 種	
採 用 形 態	常勤介護職員・留学生アルバイト/パート・留学生以外のアルバイト/パート・ <u>介護支援専門員</u> 、その他 ( )
就 労 時 間	勤務時間 (休憩時間を含む労働契約上の時間) 1日【 時間 分】月【 時間 分】
国 籍	【 】国 ※日本以外の場合に記載
その他特記事項	

上記の者は、記載のとおり在職していることを証明します。

年 月 日

法人名又は事業所名  
雇用主名 (代表者名) ㊟  
所在地  
連絡先電話

(A.4)

文言の修正

文言の追記

現 行

改正案

改正内容

(第1号様式別添1)

介護ロボット等導入計画

年 月 日

報告担当者職・氏名  
報告担当者連絡先

法人名	
介護施設名(事業所名)	
介護サービスの種別	
利用定員数	
介護ロボット等の種別	見守り支援・排泄支援・介護業務支援・ポータブル翻訳機
介護ロボット等の製品名	介護ロボットの製品名・機種の特長(有効性、安全性等の検証情報(※)) ※製造業者又は販売代理店に提供を受け付けること
導入台(セット)数	台 ※第4条第4項第4号により、主たる介護ロボット等と一体となって使用されるものをまとめて1台とする場合は、使用方法の説明を別途添付すること(任意様式)
購入に要する経費の内訳	
【事業概要及び導入スケジュール】	
【倫理面への配慮】※ポータブル翻訳機の場合は記載不要です	
【介護ロボット等導入により達成すべき目標】	
【介護ロボット等導入により期待される効果等】	
国・県からの助成の有無	<input type="checkbox"/> 無 ※有の場合 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 国・県から助成を受けた機器又は受ける予定の機器ではない

(A4)

(第1号様式別添1)

介護ロボット等導入計画

年 月 日

報告担当者職・氏名  
報告担当者連絡先

法人名	
介護施設名(事業所名)	
介護サービスの種別	
介護ロボット等の種別	排泄支援・移動支援・排泄支援・見守り・コミュニケーション ・入浴支援・介護業務支援・ポータブル翻訳機
介護ロボット等の製品名	介護ロボットの製品名・機種の特長(有効性、安全性等の検証情報(※)) ※製造業者又は販売代理店に提供を受け付けること
導入台(セット)数	台 ※主たる介護ロボット等と一体となって使用されるものをまとめて1台とする場合は、使用方法の説明を別途添付すること(任意様式)
購入に要する経費の内訳	
【事業概要及び導入スケジュール】	
【倫理面への配慮】※ポータブル翻訳機の場合は記載不要です	
【介護ロボット等導入により達成すべき目標】	
【介護ロボット等導入により期待される効果等】	
国・県からの助成の有無	<input type="checkbox"/> 無 ※有の場合 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 国・県から助成を受けた機器又は受ける予定の機器ではない

(A4)

文言の削除  
文言の修正

現 行

改正案

改正内容

(第6号様式別添1-2) 介護ロボット等使用状況報告書

年 月 日

報告担当者職・氏名  
報告担当者連絡先

法人名	
介護施設名(事業所名)	
介護サービスの種別	
利用定員数	
介護ロボットの種別	【見守り支援・給食支援・介護業務支援・ボータブル翻訳機】
介護ロボットの製品名	
導入台(セット)数	
購入に要する経費の内訳	
介護ロボット導入時期	
【介護ロボットの使用状況(使用する業務・使用頻度等)】 ※日々の利用状況等が確認できる日誌等を活用して、具体的に記載すること。	
【介護ロボットの導入効果(導入による業務改善状況等)】 ※介護時間の短縮・直接・間接負担の軽減効果、介護従事者(利用者)の満足度等、日々の利用状況が確認できる日誌等の活用や定量的情報に基づいて具体的に記載すること。	
【介護ロボットの不都合な点の課題】 ※介護ロボットの機能に関すること、使い勝手に関することなど具体的に記載すること。	

(A4)

(第6号様式別添1-2) 介護ロボット等使用状況報告書

年 月 日

報告担当者職・氏名  
報告担当者連絡先

法人名	
介護施設名(事業所名)	
介護サービスの種別	
介護ロボットの種別	<del>移動支援・移動支援・排泄支援・見守り・コミュニケーション</del> <del>・入浴支援・介護業務支援・ボータブル翻訳機</del>
介護ロボットの製品名	
導入台(セット)数	
購入に要する経費の内訳	
介護ロボット導入時期	
【介護ロボットの使用状況(使用する業務・使用頻度等)】 ※日々の利用状況等が確認できる日誌等を活用して、具体的に記載すること。	
【介護ロボットの導入効果(導入による業務改善状況等)】 ※介護時間の短縮・直接・間接負担の軽減効果、介護従事者・ <del>介護支援専門員(利用者)</del> の満足度等、日々の利用状況が確認できる日誌等の活用や定量的情報に基づいて具体的に記載すること。	
【介護ロボットの不都合な点の課題】 ※介護ロボットの機能に関すること、使い勝手に関することなど具体的に記載すること。	

(A4)

文言の削除  
文言の修正

現 行

(第6号様式別紙2)

雇用証明書(実績報告用)

氏 名	
生 年 月 日	
勤 務 先 施 設 名	
雇 用 年 月 日	年 月 日
退 職 年 月 日	年 月 日 ※すでに退職された場合に記載
職 種	
採 用 形 態	常勤介護職員・留学生アルバイト/パート・留学生以外のアルバイト/ パート、その他( )
就 労 時 間	勤務時間(休憩時間を含む労働契約上の時間) 1日【 時間 分】月【 時間 分】
国 籍	【 】国 ※日本以外の場合に記載
そ の 他 特 記 事 項	

上記の者は、記載のとおり3か月以上、在職している又は在職していたことを証明します。

年 月 日

法人名又は事業所名  
雇用主名(代表者名) 印  
所在地  
連絡先電話

(A4)

改正案

(第6号様式別紙2)

雇用証明書(実績報告用)

氏 名	
生 年 月 日	
勤 務 先 施 設 名 (事業所名)	
雇 用 年 月 日	年 月 日
退 職 年 月 日	年 月 日 ※すでに退職された場合に記載
職 種	
採 用 形 態	常勤介護職員・留学生アルバイト/パート・留学生以外のアルバイト/ パート・介護支援専門員、その他( )
就 労 時 間	勤務時間(休憩時間を含む労働契約上の時間) 1日【 時間 分】月【 時間 分】
国 籍	【 】国 ※日本以外の場合に記載
そ の 他 特 記 事 項	

上記の者は、記載のとおり3か月以上、在職している又は在職していたことを証明します。

年 月 日

法人名又は事業所名  
雇用主名(代表者名) 印  
所在地  
連絡先電話

(A4)

改正内容

文言の修正

文言の追記